

お客さま各位

諏訪信用金庫

当座勘定規定および手形用法・小切手用法の改定について

平素は諏訪信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、一般社団法人全国銀行協会において、これまで各地域ごとに手形および小切手の交換処理を行っていた手形交換所が業務を終了し、令和 4 年 11 月 4 日に「電子交換所」が稼働開始となることに伴い、当座勘定規定および手形用法・小切手用法を一部改定します。

改定の主な内容は下記のとおりとなります。また新旧対照表により改定箇所をご案内いたしますのでご参照くださいますようお願い申し上げます。

記

● 改定となる規定

- ・ 当座預金規定（一般用）
- ・ 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・ 約束手形用法
- ・ 為替手形用法
- ・ 小切手用法

● 改定日 令和 4 年 11 月 4 日（金）

● 主な改定点

当座勘定規定

- ・ イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ・ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止（廃止日：令和 4 年 11 月 4 日）に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

手形用法・小切手用法

- ・ チェックライターにより金額印字を行う場合には 3 桁ごとに「,」を印字するように規定を追加
- ・ 使用可能文字を一覧化して追加
- ・ 金額欄、銀行名、QR コード欄へのなつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載が被ることを禁止する規定を追加、手形・小切手用紙へのメモ書き禁止箇所の追加

● 新旧対照表は次ページ以降をご参照ください。改定箇所を下線表示しています。

以 上

当座勘定規定（一般用）

新	旧
第 7 条（手形、小切手の支払） <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u> <u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>	第 7 条（手形、小切手の支払） <u>(新設)</u> <u>(5) (同左)</u>
第 8 条（手形、小切手用紙） <u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合には返却を求めることができないものとします。</u> <u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合には、その限りではありません。</u>	第 8 条（手形、小切手用紙） <u>(新設)</u> <u>(4) (同左)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または 諸届け書類に使用された印影または署名<u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u>を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙<u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u>を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、	第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または 諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき偽造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

そのために生じた損害については、前項と同様とします。	
<u>(削除)</u>	第 28 条（個人情報情報センターへの登 録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第 28 条（成年後見人等の届出）	第 29 条（成年後見人等の届出）
第 29 条（保険事故発生時における預 金者からの相殺）	第 30 条（保険事故発生時における預 金者からの相殺）
第 30 条（通知等）	第 31 条（通知等）
第 31 条（規定の変更等）	第 32 条（規定の変更等）

約束手形用法

新	旧
4. (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 <u>(4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないで</u> <u>ください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにして下</u>	4. (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>(新設)</u>

<u>さい。</u>																											
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u>														5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。													
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（次頁図斜線部分）は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u>														6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（次頁図斜線部分）は使用しないでください。													
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧														<u>（新設）</u>													
		<u>1</u>			<u>2</u>				<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>													
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍													
<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>																
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰														
<u>1,000</u>		<u>10,000</u>																									
千	仟	阡	万	萬																							
〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億																											
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。																											

為替手形用法

新	旧
5. (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「*」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。	5. (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、*などの終止符号を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字 の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、 その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにして下さい。</u>	なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字 の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、 その終りには「円」を記入してください。 <u>(新設)</u>																																																																			
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用し てください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお 届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正に記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重ならないようにして下さい。</u>	6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用し てください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお 届け印をなつ印してください。																																																																			
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 <table><tr><td></td><td colspan="3"><u>1</u></td><td colspan="3"><u>2</u></td><td colspan="2"><u>3</u></td><td colspan="3"><u>4</u></td><td colspan="2"><u>5</u></td></tr><tr><td>漢数字</td><td>壹</td><td>壺</td><td>弍</td><td>弐</td><td>弍</td><td>貳</td><td>貳</td><td>参</td><td>参</td><td>四</td><td>泗</td><td>肆</td><td>五</td><td>伍</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2"><u>6</u></td><td colspan="3"><u>7</u></td><td colspan="2"><u>8</u></td><td colspan="2"><u>9</u></td><td colspan="2"><u>10</u></td><td colspan="3"><u>100</u></td></tr><tr><td>六</td><td>陸</td><td>七</td><td>漆</td><td>質</td><td>八</td><td>捌</td><td>九</td><td>玖</td><td>拾</td><td>什</td><td>百</td><td>陌</td><td>佰</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2"><u>1,000</u></td><td colspan="3"><u>10,000</u></td></tr><tr><td>千</td><td>仟</td><td>阡</td><td>万</td><td>萬</td></tr></table> 〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。		<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		漢数字	壹	壺	弍	弐	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	<u>1,000</u>		<u>10,000</u>			千	仟	阡	万	萬	<u>(新設)</u>
	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>																																																								
漢数字	壹	壺	弍	弐	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍																																																						
<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>																																																									
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰																																																							
<u>1,000</u>		<u>10,000</u>																																																																		
千	仟	阡	万	萬																																																																

新	旧																																																									
4. (2) 金額をアラビア数字（算用数字、 1、2、3……）で記入するときは、チェ ックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、 その終りには、「※」、「*」 などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、 文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入する と きは、 文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u> <u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、 その終りには「円」</u> <u>を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してくださ</u> <u>い。</u> (4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないで ください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてく ださい。	4. (2) 金額をアラビア数字（算用数字、 1、2、3……）で記入するときは、チェ ックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、 その終りには、※、*などの 終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入する と きは、 文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改 ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、 その終りには「円」を記 入してください。 (新設)																																																									
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用 してくだ さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印し てください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QR コード欄</u> <u>に重ならないようにしてください。</u>	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用 してくだ さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印し てください。																																																									
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>ま</u> <u>た、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重ならないようにしてく</u> <u>ださい。</u>	6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。																																																									
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 <table><tr><td></td><td colspan="3">1</td><td colspan="3">2</td><td colspan="2">3</td><td colspan="3">4</td><td colspan="2">5</td></tr><tr><td>漢数字</td><td>壹</td><td>壹</td><td>弍</td><td>弍</td><td>弍</td><td>貳</td><td>貳</td><td>参</td><td>参</td><td>四</td><td>泗</td><td>肆</td><td>五</td><td>伍</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">6</td><td colspan="3">7</td><td colspan="2">8</td><td colspan="2">9</td><td colspan="2">10</td><td colspan="3">100</td></tr><tr><td>六</td><td>陸</td><td>七</td><td>漆</td><td>質</td><td>八</td><td>捌</td><td>九</td><td>玖</td><td>拾</td><td>仕</td><td>百</td><td>陌</td><td>佰</td></tr></table>		1			2			3		4			5		漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	6		7			8		9		10		100			六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	(新設)
	1			2			3		4			5																																														
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍																																												
6		7			8		9		10		100																																															
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰																																													

1,000		10,000			
千	仟	阡	万	萬	
〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控え ください。					

新	旧
第 7 条（手形の支払） <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u> <u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</u>	第 7 条（手形の支払） <u>（新設）</u> <u>(2) （同左）</u>
第 8 条（手形用紙） <u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> <u>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合には返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合には、その限りではありません。</u>	第 8 条（手形用紙） <u>（新設）</u> <u>(2) （同左）</u> <u>(3) （同左）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
第 15 条（印鑑照合等） <u>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u> <u>(2) 手形として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、その</u>	第 15 条（印鑑照合等） (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

ために生じた損害については、前項と同様とします。	
<u>(削除)</u>	第 24 条（個人情報情報センターへの登 録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が 1 つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第 24 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）	第 25 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）
第 25 条（通知等）	第 26 条（通知等）
第 26 条（規定の変更等）	第 27 条（規定の変更等）